

○山口県警察に勤務する職員の職の設置等に関する訓令

昭和40年6月1日

本部訓令第14号

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察法（昭和29年法律第162号）第55条第1項の職員のうち、山口県警察に勤務する警察官以外の職員（以下「職員」という。）の職を定めるものとする。

(職員の職)

第2条 職員の職は、別表第1のとおりとする。

(職員の職の職務)

第3条 別表第1に掲げる職員の職の職務は、別表第2のとおりとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和40年7月1日から施行する。
- 2 従前定めた山口県警察本部訓令中「雇」とあるのは「主事補または技師補」と、「単労」とあるのは「技能員」と、「よう人」とあるのは「用務員」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和43年4月1日本部訓令第9号)

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年9月17日本部訓令第13号)

この訓令は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則 (昭和46年1月26日本部訓令第3号山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令の一部を改正する訓令附則2項による改正附則抄)

- 1 この訓令は、昭和46年1月26日から施行する。〔以下略〕

附 則 (昭和47年12月20日本部訓令第27号)

この訓令は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則 (昭和48年3月24日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年10月1日本部訓令第23号)

この訓令は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (昭和49年5月20日本部訓令第12号山口県警察の公印に関する訓令等の一部を改正する訓令3条による改正附則)

この訓令は、昭和49年5月20日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和54年3月24日本部訓令第3号山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令の一部を改正する訓令附則2項による改正附則抄)

- 1 この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月27日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年8月29日本部訓令第8号山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令等の一部を改正する訓令8条による改正附則)

この訓令は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則 (昭和63年5月1日本部訓令第7号)

この訓令は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月1日本部訓令第2号山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令の一部を改正する訓令附則2項による改正附則抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成2年3月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月29日本部訓令第2号山口県警察の公印に関する訓令等の一部を改正する訓令3条による改正附則)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年2月21日本部訓令第4号山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令及び山口県警察の吏員及びその他の職の設置等に関する訓令の一部を改正する訓令2条による改正附則)

この訓令は、平成6年3月1日から施行する。

附 則 (平成11年2月26日本部訓令第5号婦人警察官の呼称の廃止及び婦人補導員の職名変更に伴う関係訓令の整理に関する訓令3条による改正附則)

この訓令は、平成11年3月1日から施行する。

附 則 (平成12年2月22日本部訓令第5号)

この訓令は、平成12年3月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月12日本部訓令第4号保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令1条による改正附則)

この訓令は、平成14年3月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月22日本部訓令第5号管理官及び調査官の職の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令6条による改正附則)

この訓令は、平成14年3月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日本部訓令第26号山口県警察音楽隊に関する訓令附則2項による改正附則)

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月4日本部訓令第36号山口県警察の吏員及びその他の職員の職の設置等に関する訓令等の一部を改正する訓令1条による改正附則)

この訓令は、平成14年9月4日から施行する。

附 則 (平成15年3月18日本部訓令第9号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月5日本部訓令第35号)

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日本部訓令第10号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日本部訓令第20号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月14日本部訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日本部訓令第14号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理に関する訓令6条による改正附則)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日本部訓令第12号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日本部訓令第16号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日本部訓令第13号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日本部訓令第7号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(山口県警察に勤務する現業職員の給与に関する訓令の一部改正)

2 山口県警察に勤務する現業職員の給与に関する訓令(昭和48年山口県警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(山口県警察に勤務する警察官以外の職員に対する被服等の貸与に関する訓令の一部改正)

3 山口県警察に勤務する警察官以外の職員に対する被服等の貸与に関する訓令(昭和48年山口県警察本部訓令第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成27年3月31日本部訓令第11号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令4条による改正附則)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日本部訓令第14号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(山口県警察に勤務する現業職員の給与に関する訓令の一部改正)

2 山口県警察に勤務する現業職員の給与に関する訓令(昭和48年山口県警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成29年3月24日本部訓令第28号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月13日本部訓令第15号)
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月1日本部訓令第4号)
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

組織上の職	山口県警察の組織に関する訓令（平成 1 8 年山口県警察本部訓令第 1 4 号）で定める職員の職	
業務上の職	この訓令で設置する職	法令で設置されている職
	主事、通訳、少年育成官、心理カウンセラー、技師、航空機整備士、自動車整備管理指導員、武道教師、保健師、火薬類取締員、専門研究員、研究員、運転免許試験官、船長、機関長、機関士、航海士、船員	自動車整備管理者、自動車整備士

備考 職員は、業務上の職の表の左欄又は右欄に掲げる職の 1 以上を有しなければならない。ただし、組織上の職を有する職員については、この限りでない。

別表第2（第3条関係）

職名	職務
主事	上司の命を受けて事務をつかさどる。
技師	上司の命を受けて技術をつかさどる。
通訳	外国語の通訳及び翻訳に従事する。
少年育成官	少年の健全育成に関する業務に従事する。
心理カウンセラー	カウンセリングに関する業務に従事する。
自動車整備 管理者	自動車の整備及び管理並びに運転者、整備員等を指導監督する業務に従事する。
自動車 整備士	上司の命に従い、自動車の整備に関する業務に従事する。
航空機 整備士	上司の命を受けて航空機の整備、点検に関する業務に従事する。
自動車整備 管理指導員	自動車の整備等の技術の指導教養に関する業務に従事する。
武道教師	上司の命を受けて警察術科の指導教養に従事する。
保健師	保健指導に従事する。
火薬類 取締員	火薬類の取扱い場所の立入検査等に従事する。
専門研究員	特に高度の専門技術に関する研究に従事する。
研究員	高度の専門技術に関する研究に従事する。
運転免許 試験官	自動車の運転免許試験に従事する。
船長	乗組員を指揮監督し、船舶の運航等に関する業務に従事する。
機関長	船舶の機関の運転に関する業務に従事する。
機関士	
航海士	船舶の運航に関する業務に従事する。
船員	船舶に係る担当業務に従事する。